

# 「大規模法人における税務上の要注意項目確認表」の内容

## 用途

申告書作成前の税務・決算処理の確認用

## 構成

貸借対照表・損益計算書の主要勘定科目ごとに誤り易い項目について（全 55 項目程度）

- 損益計算書関係（売上げ、売上原価、売上割戻し、仕入割戻し、使途秘匿金、移転価格等）（25 項目程度）
- 貸借対照表関係（棚卸資産、繰延資産、固定資産、前払費用等）（15 項目程度）
- 消費税関係（15 項目程度）

## 確認内容の例

### ○ 社内体制・手続の整備状況

- ・ 経理担当部署に税務知識を有する方がいらっしゃいますか。

### ○ 損益計算書関係（売上原価）

（確認内容）

- ・ 売上原価等が当事業年度の終了の日までに確定していないときは、適正に見積もった金額を計上していますか。また、単なる事後的費用を見積計上していませんか。

（解説）

- ・ 当事業年度に計上した売上げに対応する売上原価等の金額が当事業年度終了の日までに確定していない場合は、同日の現況により適正に見積もる必要があります。

なお、当該売上げに関連して発生する費用であっても、単なる事後的費用の性格を有するもの（例えば、販売を完了した機械設備等に係る補修、点検、整備等に要する費用など）は、売上原価等となるべき費用ではないことから、見積計上することはできません。（参考法令等：法基通 2-2-1、連基通 2-2-1）

### ○ 貸借対照表関係（貸付金）

（確認内容）

- ・ 役員、従業員や関連会社に対して金銭を無償又は通常より低い利率で貸し付けていませんか。

（解説）

- ・ 経済的合理性がないにもかかわらず、役員、従業員や関連会社に対して無償又は調達金利や他者への貸付条件等と比較して低利による貸付けを行っている場合、通常適用すべき利率により計算した利息の額と実際徴収した利息の額との差額は、給与又は寄附金に該当する場合があります。（参考法令等：法基通 9-2-9、法基通 9-4-2、連基通 8-2-8、連基通 8-4-2）

## 【イメージ】

<b>確認対象年度</b>		<b>担当者</b>							
<b>確認実施日</b>									
税務に関する社内体制・手続の整備状況									
・ 税務上の処理に疑義が生じる取引については、事業部門から経理担当部署へ連絡・相談される体制が整備されていますか。	□	適	□						
・ 経理担当部署に税務知識を有する方がいらっしゃいますか。	□	適	□						
・ 処理誤りが生じないようマニュアル等を整備し、税務上の処理に疑義が生じる取引の把握や税務処理手続の明確化を行っていますか。	□	適	□						
項目	№	確認内容	解説	参考法令等	確認結果	確認結果が「否」の場合の対応（申告調整の有無等）			
<b>売上げ</b>	1	売上げの計上基準に照らし、当事業年度に計上すべきであるにもかかわらず、翌事業年度に計上されている売上げはありませんか。	棚卸資産の販売による収益は、その引渡しがあった日の属する事業年度の益金となります。この引渡しの日には、例えば出荷した日、相手方が検収した日、相手方において使用収益ができることとなった日、検針等により販売数量を確認した日等当該棚卸資産の種類及び性質、販売に係る契約の内容及び引渡しの日として合理的であると認められる日のうち貴法人が継続して収益計上を行うこととしている日をいいます。 また、請負に係る収益は、原則として、物の引渡しを要するものは目的物の全部を完成して相手方に引渡した日、物の引渡しを要しないものは約した役務の全部を完了した日の属する事業年度の益金となります。この引渡しの日には、建設工事等を行うことを目的とするものであるときは、例えば仕作業を完了した日、相手方の受入場所へ搬入した日、相手方が検収を完了した日、相手方において使用収益ができることとなった日等当該建設工事等の種類及び性質、契約の内容及び引渡しの日として合理的であると認められる日のうち貴法人が継続して収益計上を行うこととしている日をいいます。	法基通 2-1-1 法基通 2-1-2 法基通 2-1-5 法基通 2-1-6 連基通 2-1-1 連基通 2-1-2 連基通 2-1-5 連基通 2-1-6	□	適	□	□	非該当
	2	売上げの計上基準を変更した場合、その理由は合理的かつ適切ですか。	売上げの計上基準は、棚卸資産又は役務提供の種類、性質、契約の内容及び引渡しの日として合理的な基準を選択し、継続適用する必要があります。 売上げの計上基準を合理的かつ適切な理由もなく変更した場合には、変更後の計上基準は認められない場合があります。	法基通 2-1-2 法基通 2-1-6 法基通 2-1-2 連基通 2-1-6	□	適	□	□	非該当
	3	当事業年度に計上すべき売上げについて当事業年度終了の日までに金額が確定していないときは、合理的に見積もった金額を計上していますか。	引き渡しの完了した棚卸資産の販売代金又は完成して引渡しを完了した建設工事等の工事代金が当事業年度終了の日までに確定していない場合は、その販売代金等を当事業年度末の現況により合理的に見積もる必要があります。 なお、見積計上した売上金額とその後確定した売上金額に差額が生じたときは、見積計上した日の属する事業年度において、その差額を益金又は損金に計上することになります。	法基通 2-1-4 法基通 2-1-7 法基通 2-1-4 連基通 2-1-4 連基通 2-1-7	□	適	□	□	非該当